郡上市立八幡小学校　いじめ防止基本方針　　令和6年度版

いじめの「法」における定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. 学校の基本理念

いじめられる子にとって、いじめは現在の苦痛で終わらない。いじめられ続けることで、自分自身の存在価値・自己有用感を感じることができなくなる。自分らしいものの感じ方や判断力も失っていく。これは人格・人権の否定であり、将来にわたる可能性を、時にはかけがえのない命まで失うことにもつながる。断じて許すことはできない。

学校は、集団の中で個が育つ場である。個々の児童にはそれぞれに特性や事情があり、一人一人に、自分自身のことや他者との関わりのこと等、その時々の発達課題がある。それらは児童にとってストレスになることもあるが、それを乗り越える過程で、他者とのよりよい関わり方や自己実現する方法を互いに学び合って成長する。しかし、時には他者との不本意な関わりや過度の競争、偏ったものの見方や評価等も生じる。これらが過剰なストレッサーになると、深刻なストレスに囚われそれに対処しきれず、自分についても他者についても正当な認識ができなくなる児童が現れることがある。これがいじめ発生の誘因になる。こう考えれば、いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る。しかもそれは、常に敏感なアンテナで感じようとしなければ見付けにくい。

この認識に立ち、八幡小学校では次の６点をいじめ防止の最重点にして学校を経営する。

全教職員は危機感を持っていじめの未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、いじめをしない・許さない文化を創り上げて子どもたちを守る。

（１）いじめは人間として絶対に許されないという意識を徹底する。（法規上も禁止行為）
（２）全教育活動を通じた人権教育で、いじめの未然防止に全力を注ぐ。
　・一人一人の子どもに、確かな根拠に基づいて論理的に考え判断する力・自分を的確に表現する力を付けるとともに、美しいものや素晴らしいものに感動する素直でしなやかな感性を育み、健やかな認識力を培う。
　・一人一人の子どもにかけがえのない自分を実感させるとともに、発達課題やストレスを成長の糧とし、よりよく生きようとする自己啓発力・行動力を養う。
（３）一人一人を認め支え合い、協働・共生の心で関わり合う集団を育てる。
（４）いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための体制および態勢を常に見直す。
（５）全教職員は一人一人の子どもを理解し大切にする意識を常に持ち、資質と専門性・指導力を高める。子どもの成長を妨げるストレッサーを減じ、子どもを守る。
（６）いじめ根絶に向け、保護者や関係諸機関と連携を取りながら、組織的・計画的・継続的に指導する。

2. いじめ未然防止のための指導

(1)いじめは人間として絶対に許されないという意識を徹底する。

以下（2）～（4）を踏まえた教育課程を核とし、学校におけるすべての指導を通して「いじめは人間として絶対に許されない」という価値観を育てる。

いじめは法で禁じられた行為であると認識させるとともに、すべての児童が、いじめられる子のつらさや苦しさ、悲しさを想像し「人をこんなに苦しませる人間には絶対なりたくない。自分はいじめを絶対しない」という気持ちを持つように、心に深く沁み込む話を語り聞かせたり読み聞かせたりする。

(2)全教育活動を通じた人権教育で、いじめの未然防止に全力を注ぐ。

その1　一人一人の子どもに、確かな根拠に基づいて論理的に考え判断する力・自分を的確に表現する力を付けるとともに、美しいものや素晴らしいものに感動する、素直でしなやかな感性を育む。【進んでやりぬく　考える子】

① 教科の本質を求め、気付く力と気付きを課題化し解決の方法を考える力を養う授業

各教科や各領域における指導では、指導事項・指導内容の理解と定着のみを目的とするのではなく、それらを通してどのようなものの見方や考え方を身に付けさせたいのか、どのように自己表現させたいのかを明らかにし、教科の本質を求めた授業づくりをする。

八幡小職員は、「気付く力」や「気付いた問題を解決すべき課題と捉え、課題解決の方法を考える力」の基礎は、教科の本質を求めた授業の中で養われると自覚して、主題研究および個々の専門又は得意教科・領域では、特に意図して研修に取り組む。

国　語	言語を元に論理的に思考する力や他者の心情や人の関わりを想像し考える力（認識力） 言葉で自己表現したり、他者と互いに伝えあったりする力（自己啓発力）
社　会	社会的事象に対する多面的・多角的に考察する力（認識力） 人間の尊重、基本的な人権の尊重に関わる諸問題の理解（認識力）
算　数	事象を数理的にとらえ、見通しをもって、筋道を立てて考える力（認識力）
理　科	事実を根拠にして科学的に探究する力（認識力）
音　楽	音楽のよさや美しさを感じ取り表現する力（自己啓発力）
図　工	造形のよさや美しさを感じ取り表現する力（自己啓発力）
体　育	「誰とでも仲よく協力し合って」「ルールを守って」運動する態度（行動力）
生　活	「身近な人々、社会、自然」「自分や友達の存在」「自分の成長」への気づき（認識力）
家　庭	自分の工夫や努力で、よりよい生活を作ろうとする力（行動力）
英　語	異なる文化や考え方を知ろうとする気持ち（認識力） 伝えよう、分かり合おうとする態度（行動力）
道　徳	道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことの喜びと悪を憎む感情（自己啓発力） 自分を見つめ深く考えたり、人による考え方の違いを知ったりすること（自己啓発力）
特別活動	仲間とともに、学級や学校の生活をよりよくしていこうとする態度（行動力）
総合的な学習	問題の解決や探究活動に、主体的、創造的に取り組む態度（行動力）

② 何ができるようになったかを、子どもが自覚できる授業

児童が、力がついたと実感できる授業をめざす。特に次の４点に着眼した授業改善に努めて、学習における子どものストレッサーを減じる。

○児童に「できそうだ」と感じさせる導入･･･考えづくりの土台となる既習事項を明示したり、活動を通して学び方を理解させたりする。

○児童の姿で表現した評価規準･･･教えすぎない、待たせすぎない授業の必須条件。授業のねらいの達成度を、個々の児童の姿で確実に把握する。

○対話の場を位置付けた授業･･･個々が説明する、教え合う等する、学び合う授業。言語活動を通した学習で、学習内容の着実な定着を図るとともに、個々の活躍の場の確保により、児童の、授業への満足感を高める。また、学習活動を通して、対話力を高める。

○終末の充実･･･まとめを自分で書くことや評価カード等の利用により、学んだ実感と自己有用感を味わえる場を位置づける。

○伝え合う力をつける学習目標･･･全校共通の学習目標を受けて各学級で具体的行動目標を決め、技能面の指導と意味指導の両面から全学級で重点的に取り組む。言葉の大切さを理解させ、言葉で伝え合う力を高めて、人間関係の無用なトラブルを回避する力をつける。

・聞くこと：話し手が安心できる態度で聞く。（集団規律）
内容を的確に聞きとり、反応する（技能：指導要領参照）

・話すこと：聞き手に分かってもらおうとする態度で話す。（集団規律）
内容を的確に話し、反応を確かめる。（技能：指導要領参照）

・話し合うこと：共感的な態度で同席する。（集団規律）

○自学の指導･･･自ら学ぶ力の高まりは、自律の力と夢を描く力につながる。自力で取り組む過程のある授業、自分で計画して取り組む家庭学習について、全校体制で計画的な指導を行う。

○ノート指導･･･学びの足跡を振り返り、努力が実感できるノート指導を行う。

③本物に出会う学習・体験的活動の重視

感動や憧れを生む出会い、挑戦や試行錯誤のある活動、できた喜びを感じ合う活動等、自覚と実感のある学習活動を行い、豊かな感性と認め合い許し合う心を育む。

・体験的活動を多く取り入れた総合的な学習の時間や各学年の教科で実施する校外学習
・自分たちで考え実現させる、運動会と学習発表会
・多様な他者との関わりを体験的に学ぶ異年齢集団活動
・魅力的な大人に出会い、技や考え方に触れて自分の可能性を広げるクラブ活動
・その他　（芸術鑑賞やスポーツ体験等、機会があれば可能な限り実施する）

④情報を的確に活用する能力の育成

通信型ゲーム機やスマートフォン等の的確な取扱い方を学ぶ機会を、教職員向け・児童向け・保護者向けにそれぞれ設定し、子どもが、インターネット上やＳＮＳ使用

によっておこる誹謗中傷等の様々なトラブルに巻き込まれないようにする。
専門的な知識を得るため、外部講師を依頼する。
・教職員の研修事項：機器の特性と、必要な指導事項の明確化。
・保護者の研修事項：機器がはらむ危険と、危険回避の方策。親の役割。

⑤進んで読み、調べ、表現する図書館利用

・読書を通じて豊かな心を育む。
家読・読み聞かせ・ブックトーク
・疑問をそのままにせず、繰り返し調べて、根拠のある思考をする習慣を育む。

その2　一人一人の子どもにかけがえのない自分を実感させるとともに、発達課題やストレスを成長の糧とし、よりよく生きようとするたくましさを身に付けさせる。

【進んでやりぬく　元気な子】

① 意味と価値を考えさせ、自分の答えを見出させる指導過程

活動には次に示す指導過程を位置づける。何のために誰のためにと意味と価値を考えさせる。自分なりの答えを見出させ表現させることでかけがえのない自分に気づかせる。

見つめる　→夢と課題を自覚する　→具体で見通す →試行錯誤と創意工夫でやりぬく　→よさを認め合う・よさをまねる　→喜び合う

児童の実態を職員は常に共通理解し合い、保護者と連携し合って指導する。

②自己有用感が高まる学級経営を全学級で実践

上記①の指導を個と学級集団の両側面で行い、学級目標の具現をめざす。全学級で確かな実践が積まれるよう実施する。

○定期的な学年会・学年部会を活用し、学級経営の方針を交流する。
○学年部集会の位置付け

③自分の言葉で語らせる指導

各種集会での代表児童の話をはじめ感想発表等、児童が語る場において、話し方のうまさではなくその子自身の感じ方や価値観から出た言葉であることを大切にする。

自分の言葉で自分を表現する経験を積ませることにより、自己表現ができないという強いストレッサーが生じないようにする。

④ キャリアパスポートの有効活用

自分の考えや言動の根っこを見つめる活動の積み重ねを振り返られるようにする。

その3　一人一人を認め支え合い、共生の心で関わり合う個と集団を育てる。

【進んでやりぬく　思いやる子】

① 安心して所属できる集団の育成

○学級活動

一人一人に活躍の場がある仕組みを作り、努力を認め合う場を位置付ける。

○委員会活動・代表委員会

誰もが楽しい学校をめざして何ができるかを考え、その願いを込めた「呼びかけ・働きかけ」に応えてもらえることは自己有用感の高まりにつながる。「呼びかけ・働きかけ」に応えることは相手の思いを受け止め共に行動する力を高めることにつながる。

○なかよし班活動

なかよし班は、全校児童を１４班に分けた異年齢集団である。

・下学年に対する適切なリーダーシップを発揮して自己有用感を高める。

・できることや考えることに違いがあっても、よさに目を向け合えば、助け合ったり折り合いをつけたりしながら共に活動できることを学ぶ。

・立派な態度に憧れたり、ひたむきな姿に愛おしさを感じたりして、人と関わってこそ生まれる人間らしい豊かな感情があることを知る。

○児童と共に設定して取り組む生活目標

全校で取り組む生活目標は、児童会委員会の願いを文言とし、児童委員会のキャンペーン活動が目標具現の場になるようにする。

○想像力を高める指導

他を思いやる行動の源は想像力である。教師の一方的な指示ではなく、児童自身に想像させる指導を大切にする。

② かけがえのない、自分・仲間・命について考え、主体的に生きる力を高める取組

○主体的に判断し行動する力を培う道徳教育

◇道徳の授業

・価値理解、人間理解、他者理解の３つの理解を深める過程を位置付け、特に、自己を見つめる場に十分な時間をかける。

・学年部道徳、全校道徳等、様々な人と共に考える道徳の授業を行う。

◇他の領域

・地域の行事や伝統芸能、公民館活動との連携を密にし、実践力を高める。

・どの学級も泉の会（帰りの会）でよさ見つけの活動を位置付ける。

私たちは、ともすると至らない所、気に入らない所に目を付けがちである。そのことにより良好な人間関係が築けない。よさを見つける努力を毎日させることはそれだけで意味のあることである。見つけたよさの意味や価値を教え、教師がよさを認めることを繰り返すことで、「よさ」の視点をもたせたり、「よさ」の質を高めたりしていく。

★重点項目：善悪の判断、自律、自由と責任
親切、思いやり
相互理解、寛容

○「自己を見つめ、自己の弱さに気づき克服しようとする子」を育てる人権教育

学級経営を核として、ひびきあいの日につながる年間を通した計画的な取組を節目に、偏見や差別を許さない自分になろうとする意欲と、思いやりの心で進んで関わろうとする気持ちを育てる指導を行う。

４月	学級目標を決める。「いじめをしない、させない学級にするために、 一人一人の夢や願いを実現させる学級にするために」
７月	人権七夕の取組　いじめの心を自覚し克服する決意　「なりたい自分を描く」
１２月	ひびきあい週間・ひびきあい集会の取組 ・「いじめをしない、させない学級」になっているか話し合う。 ・七夕の短冊に書いた願いから自己を見つめ、新たな願いを持つ。 ・児童会委員会によるキャンペーン活動、アンケート調査　　等

③ 情報モラル教育

・情報モラルについて、各学年で指繰り返し指導する。（下表）

・通信やＰＴＡ会議、懇談などを通して、インターネットやゲームの使用制限や約束づくりを啓発する。

低学年	・知らない人に連絡先などを教えないこと ・不適切な情報に出合わない環境で利用すること ・決められた利用の時間や約束を守ること
中学年	・個人の情報は他人に漏らさないこと ・情報には誤ったものがあることに気づくこと ・不適切な情報や自分では判断できない情報に出合ったら大人に話すこと ・情報の発信ややり取りする場合のルールやマナーを知ること ・健康のため利用時間を決め、守ること
高学年	・自他の個人情報を第三者にもらさないこと ・情報の発信ややり取りのどんな行為がルールやマナーに反する行為かを知り、行わないこと ・不適切や誤りの情報であることを認識すること ・個人情報が漏れる危険性など、おこっている様々なトラブルを知り、それを回避することができること ・健康や安全のために利用時間や内容について自制すること

3. いじめ早期発見のための取組

(1)アンケート調査と教育相談等による実態把握

①児童対象アンケート

○心のアンケート：＜４月　10 月　１月＞

アンケートに関する組織的な動き

いつ	何を
春駒タイム	・指定の期日に一斉にアンケートを行う。 ★ｱ家でじっくり書かせてもよい。その場合は学年部で揃える。
アンケート直後 ～放課後	・担任は全部を一覧し、訴えや目撃、心配等を記した児童を把握し、名簿にメモをする。 ・把握した内容を学年で共有して名簿にメモする。 ★ｲ緊急を要する時はすぐ教頭に報告する。→その後の動きは後述。
当日放課後	・担任は、アンケート用紙すべてとメモ名簿を教育相談主任へ提出する。 ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭で、アンケート用紙すべての内容とメモ名簿の内容を確認する。 ・生徒指導委員会で気になる児童の把握。 ★ｳ本人への聞き取りを担任以外も行うべき児童を確認し役割分担する。
ｱﾝｹｰﾄ翌日～ 教育相談週間	・担任はすべての児童一人一人と面談する。 ★ｳの分担に沿って該当児童と面談する。
教育相談週間が 終了したら	生徒指導委員会 ・児童がアンケートに記した案件について、聞き取った内容とその後の指導、今後の指導などを確認、共有する。
	・教育相談担当職員は全容を一覧にまとめ、全職員の共通理解を図る。

★ｲの場合、教頭はすぐ校長に報告。

校内いじめ防止・対策委員会を開き、複数の教員で聞き取りをし、事実確認を行う。

（詳しい対応は９頁～１０頁）

②教育相談

○定期の心のアンケート以外にも、必要に応じて随時行う。

教師は別紙１を基本姿勢とし、信頼関係構築と的確な実態把握に努める。＜別紙１＞

○保護者対象教育相談日を設け、案内を毎月配付して希望者に対応する。

必要に応じて、学校側から、教育相談を促す働きかけをする。

・全職員誰もが関わることができ、いつでも対応できる相談体制であることを保護者に伝えておく

③地域の関係者との連携

放課後児童クラブの指導員やスポーツ少年団の指導者、公民館関係者、見守り活動等の地域協力者、食料品店・コンビニエンスストアの従事者等と機会を見付けて話し、児童のそぶりや人間関係で気になる様子はないかを尋ねる。

④ＱＵの実施

疎外感や被害感を感じている児童を把握し、面談や状況観察で実態をつかむ。

(2)日常的・意識的な観察と、職員集団での情報の共有

①職員個々は、日常的に児童の様子を観察し、変化を敏感につかむ。

②毎週水曜放課後の、生徒指導交流会

職員個々が把握した事実やそれらから推測したことを交流し合う。一見別々の出来事に思える事柄も、つなげて考えると、その裏の日常的な人間関係が見えてくる場合がある。知っていることや感じていることを共有することで、複数の目で、児童一人一人の心情や人間関係をより的確に掴むようにする。

(3)児童とともに早期発見に努める取組

「あったらどうする」「見たらどうする」を具体的に指導しておく。

○学級活動や集会、心のアンケート実施の前後などで児童に次のことを繰り返し伝える。

・つらい思いをした時は、先生、家の人、友だちなどの中で、一番話しやすい人に話す。　学校には大勢の先生がいるので、担任だけでなくどの先生に話してもよいこと。(マイサポーター制度の活用)
・つらい思いをしていることを友だちから相談されたり、つらそうにしている様子を見たり聞いたりした時は、先生、家の人、友だちなどの中で、一番話しやすい人に話す。　見たり聞いたりしたのが学校なら、できるだけ先生に話すこと。
学校には大勢の先生がいるので、担任だけでなくどの先生に話してもよいこと。

○学級懇談等の保護者が集まる場で、次のことを繰り返し伝える。

・子どもたちに、上記の話を繰り返ししていること。
・子どもが、自分自身や友だちがつらい思いをしていることを話したら、まずはじっくり聞いてほしいこと。
・いじめの心配がある時は、学校へ連絡してほしいこと。(窓口は、担任または教頭)

4. いじめへの対応

(1)基本ルール

①何よりもまず、いじめられている児童の、体と心の安心安全を守る。

② 迅速に「報告・連絡・相談」し、必ず組織で動く。
発見当日のうちに校内いじめ対策委員会を開き、いじめかどうかの判断および、指導の方向と役割を明確にする。

③「教育」の視点を失わず、問題収束から人間関係改善まで誠実に指導し切る。

(2)初期対応

①現場を目撃した時の対応

○被害者を守る。
・毅然とした態度でいじめを止める。
・被害者の状況を確認する。(けが等の有無・心の状態)

○応援を呼ぶ。
・周りの児童に依頼したり、近くの教室に声をかけたりする。

○いじめの状況を可能な限り把握する。
・加害者、何らかのかかわりがあった児童、見ていた児童は誰か。
・教師の発見まで、どんな状況であったか。
・いじめの状況を示す物等があれば、保管する。

②噂や訴え(アンケートや教育相談での発見を含む)があった時の対応

○どんな噂や訴えも聞き流したり決めつけたりせず、下記の意識を持って必ず話を聞く。

○聞き取りをする前に、いじめが起きている可能性があることを生徒指導主事に報告する。
生徒指導主事又は教頭の指示に従い、必要に応じて複数の教師で聞き取りをする。

○聞き取りをしたら概要を時系列で記し、教職員で情報を共有できるよう準備する。

≪事実確認の目的:教師のする事実確認は、警察のそれとは目的が違う。≫
私たちの求める事実とは、該当児童の 「言動」 「した時、された時の思いや事情」
「事前事後の思いや事情」「他の人間との関わり」等
事実確認をするということは、その子を丸ごと理解しようと努力すること。
子どもの言動にはその子なりの物の見方や考え方に由来する、その子なりの理由がある。
だから、話す子の立場になって最後までじっくり聞く。
子どもの話の中で、次の事柄が曖昧ならば穏やかに確認する。
いつ(いつからいつまで)? 誰が? 誰に? どこで? どんなことを?
どのくらい? どうして? そのことを知っている人は?

話を聞き終わったら、次のようなメッセージを心に届ける。
・・・いじめられている児童に・・・「そんな理由があろうといじめはいけないこと。
だから、これ以上苦しませないよ、安心してほしい」
・・・いじめがあることを教えてくれた児童に・・・
「あなたは、友だちを大事に思う優しさと正しいことをする勇気がある子」

(3)指導・援助…いじめ防止対策推進法に準拠する。

①校内組織で指導・援助をする場合

いじめ対策委員会を開き、事実に基づき、指導内容、指導方法（役割分担を含む）と、保護者対応の仕方等を共通理解する。

○個への指導

㋐被害児童

・まず教師が心の支えとなるよう寄り添い、声をかけ続け、安定するまで見守る。
・学級の班や係のメンバー、所属集団ごとの座席等を配慮し、信頼できる仲間が身近にいることを実感させる。
・学級で安心できるよう、教科等の学習や係活動の内容や方法を工夫する。
・仲間の認めと応援が本人に伝わるよう、場や方法を工夫する。

㋑加害児童

・その子の物の見方や考え方の、どこを正し、どこを伸ばす指導をするかを決める。（指導するための心の琴線を見極める。）
・自分がしたこと、その結果どうなったかを自分で話させる。【したことを認める】
・「いじめ行為をする前、していた時」の気持ち、「今」の気持ちを話させる。心の動きを語らせ、いじめは決して許されないことを自覚させる。【自己を見つめる】
・被害者の安心を得るために何ができるか、自身の生活のどこを改善するか、それをどうやって評価するかについて考えさせ、決めさせる。【自己啓発から行動へ】
・仲間からの認めの場を位置づけ、教師の見届けの方法を決めて、継続的に指導する。

○集団への指導

・「みんなが安心して自分の力を伸ばせる学級」にするには、一人一人がどうすればいいか、仲間で何ができるかを考えさせる。被害児童の心情を十分考慮し、事実の取り上げ方や扱い方は、校内いじめ対策委員会の方針に従い慎重に行う。
・場合によっては、学年部集会、全校集会を開き、皆で考える場を持つ。

○家庭への対応

※被害者、加害者双方にわだかまりが残らないよう配慮して対応する。
※要求や必要に応じて、スクールカウンセラーとの面談を実施する。

㋐被害児童の保護者

・「すべてはその子のために」という気持ちを伝え、誠意を持って対応する。
・家庭訪問して事実を伝え、児童が安心できる対応や環境について共通理解する。校内いじめ対策委員会の方針に従い、教頭を含む複数の教職員で対応する。
・懇談は目的（状況説明、経過報告、謝罪、今後の指導　等）を明確にして行い、学校の指導について理解と協力を求める。
・懇談後は継続的に連絡を取り、安心感を抱いてもらえるように努める。

㋑加害児童の保護者

・来校を要請して事実を伝える。
・学校の、児童本人への指導と集団への指導について理解を求め、学校と保護者が協力し合って子どもを育てようという意識を持ってもらう。
・被害児童本人とその保護者の安心を得るために何ができるか、該当児童は何を努力

していくのかなど、家庭で話し合ってほしいことや指導してほしいことを伝える。
・家庭での指導後、親子で来校し「どんな話し合いをしたか、今からどんな努力をするか」等について担任および管理職と懇談する。（法：第 23 条に基づく措置）

②関係諸機関と連携した指導が必要な場合【重大事態】

〇重大事態が起こった時は、以下の対応を行う。

◇いじめにより児童の心身または財産等に重大な被害が生じた疑いがある時

◇いじめにより、相当期間の欠席を余儀なくされていると疑われる場合

・市教育委員会へ速やかに第 1 報を入れる。
・市教育委員会の指導のもと、必要に応じて関係諸機関の応援も得て、事実関係を明確にするための調査を迅速適切に行う。結果は迅速に報告するとともに、資料として重要になることがあると予想されるため、5 年間保存する。
・児童の心身、または財産等に重大な被害の恐れがある時は、速やかに警察署へ通報し適切な援助を得る。（触法行為・ネットトラブル等）
・市教育委員会、関係諸機関と連携して、①に記した指導・援助を適切に行う。
・被害者保護、二次被害や風評被害防止の観点から、情報公開は慎重かつ適正に行う。

☆発生した場合の報告

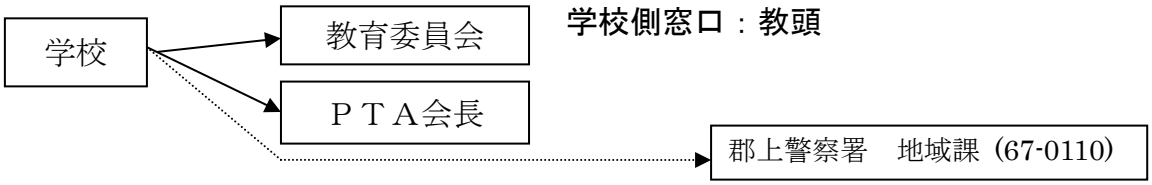

学校側窓口：教頭

＜市教育委員会との連携＞	＜他の関係諸機関との連携＞
・生徒指導主事は、時系列で事案を整理する。 ・教頭は、電話で概要を連絡する。 その後「問題行動報告書」により、迅速適切に報告する。場合によっては校長または教頭は、出向いて指示を得る。 ・事務職員は、学校職員の動きを時系列で記録する。 ・教頭は、問題が一区切りしたところで事案と一連の人の動き等を時系列で記録する。	〇他校 子どもの関係が複数校にまたがる場合 〇児童家庭課 家庭に複雑な問題がある場合 〇子ども相談センター 児童の一時保護や施設の入所を検討する場合

5. 教職員の意識・指導力の向上

八幡小学校の職員は、「いじめをしない、させない文化を持つ学校」を創るために常に次の努力を怠らず、研修に努める。

○児童理解力を高め、一人一人の児童の自己有用感と意欲を引き出す指導力を身に付ける。 ○鋭敏な人権感覚で自分自身の言動を律するとともに、人権感覚に反する他者の言動を決して見過ごさず、毅然とした態度で対応する。 ○「子どもの命と人権を守り抜く」という観点を持って教育活動を展開する。

(1)研修

①年度始めに、「いじめ防止基本方針」の周知徹底を図る。
②年度始めに、「児童理解力」の具体と、高める努力の在り方等について共通理解を図る。
③人権七夕、ひびきあい週間に、人権感覚をチェックシートで確かめる。＜別紙３＞
④全職員対象の現職研修を、下記の予定で行う。この他各自が自主的な研修に努める。

月	研修の概要と利用資料
4	○指導改善資料：子どもの目線に立つ （令和４年　岐阜県教育委員会） ○教育相談における基本的な姿勢の共通理解を図る。 ○生徒指導上の問題が起きた時の事実確認について、その目的と方法の共通理解を図る。
5	○いじめの未然防止と学級経営 生徒指導リーフ Leaf8 いじめの未然防止Ⅰ(平成 24 年 9 月　国立教育政策研所)
8	○教育相談：教育相談　これだけは（平成 25 年 9 月配付　岐阜県教育委員会） ○学級経営：各種調査の結果分析とその活用 ＱＵ　全国学調　教研式知能テスト　等
１２	○いじめの未然防止と学級経営 生徒指導リーフ Leaf9 いじめの未然防止Ⅱ(平成 24 年 9 月　国立教育政策研究所) ○いじめ防止　　※学校評価結果の分析、改善案立案と関連させる。
2	○いじめの未然防止と学級経営：生徒指導事例研修

(2)学校評価

いじめの未然防止、早期発見、初期対応と指導・援助を的確に行うため、学校評価に次の項目を入れ、常に体制および態勢の改善を図る。

○いじめ防止基本方針･･･未然防止に関すること
○いじめ防止基本方針･･･早期発見に関すること
○いじめ防止基本方針･･･初期対応に関すること
○いじめ防止基本方針･･･組織と指導体制に関すること

6. いじめ防止対策のための組織と体制

＜Ｐ１：実践部会＞

⇩ 子どもたちに確かな力「自ら学ぶ・共に創る」を付けるための具体的な指導内容・指導方法・指導計画等を定期的に提案する。

＜Ｐ２：学年部会＞ 実践部会からの提案内容を発達の段階に応じて具体化

⇩

＜Ｄ・Ｃ：児童の所属集団＞

児童の所属集団

学級

通学班

なかよし班（児童会）

クラブ

委員会(児童会)

※スポーツ少年団等

教育相談
保護者との懇談　児童との懇談
児童への心のアンケート

生徒指導交流
毎週水曜　16:30～

Ｐ　いじめを未然防止する　指導プラン作成

Ｃ　Ｄ　指導・見守り　見届け・評価

☆いじめを認知した場合

発見者 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長

教育委員会

ＰＴＡ会長

関係各校

郡上警察署地域課

⇩

＜Ａ：いじめ未然防止・対策委員会＞　法：第 22 条に基づく委員会

構成員

◇校内委員会　校長　教頭　生徒指導主事　教務主任　養護教諭　教育相談主任
学年部長　該当担任

◇拡大委員会　ＰＴＡ会長　主任児童委員　民生児童委員　公民館長
【※１　スクールカウンセラー　行政機関担当者（市教委・子相・児童家庭課)】
【※２　八幡町学校保健安全委員会の委員】　※１、※２は重大事態が起こった場合

○事実確認：出来事を時系列で整理･･･【担任、生指】
事実の聞き取り調査：該当児童　周辺児童　保護者【校内委員会メンバー】
アンケート調査：該当児童　周辺児童【校内委員会メンバー】
該当児童の人間関係紙上整理（問題に関わった児童　所属集団　家庭）･･･【担任】
心情把握：該当児童　周辺児童　保護者･･･【拡大委員会メンバー】

○児童への指導（直接指導および保護者や関係諸機関と連携した指導）
・いじめを受けた児童【担任、生指、教頭等：個に応じた適任者で対応】
・いじめをした児童【担任、生指、教頭等：個に応じた適任者で対応】
・周辺を取り巻く児童、該当児童が所属する集団の児童【担任、生指、担当者等】
・全校児童【生指、教頭、校長等】

○保護者への対応

○再発防止に向けた環境構成の取組【ＰＴＡ執行委員（校長、教頭を含む）　主任児童委員　学校評議員】

7. いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取組内容	早期発見の手立て
４月	・ＰＴＡ本部役員会、学校評議員会等で「方針」説明 ・「方針」と「児童理解力」の共通理解を図る職員研修実施	学級懇談会 心のアンケート 児童教育相談
５月	・いじめの未然防止と学級経営に関する職員研修実施 ・人権集会（集会で問題を上げかけ、各学級で深く考え合う） ・学校評価①（組織、運営体制に関すること） ・教育相談週間（児童向け）	家庭確認 保護者教育相談
６月	・外部講師による、児童向けネットいじめに関する学習	
７月	・学校評価②　→実践部会→職員会議 ・人権七夕週間の取組 　人権七夕の全校集会 ・教育相談週間（児童向け） ・保護者との個別懇談等でネットいじめ防止啓発（夏季休業中）	第１回県いじめ調査 夏季休業中の指導 個別懇談
８月	・教育相談に関する職員研修実施 ・生徒指導主事、特別支援コーディネーターによる、職員への伝達講習	
９月	・協働・共生の力を発揮する運動会の取組	保護者教育相談
１０月	・教育相談週間（児童向け）	心のアンケート 児童教育相談
１１月	・がんばりを認め合い喜び合う学習発表会の取組	保護者教育相談
１２月	・「ひびきあい週間」の取組 　ひびきあいの日の全校集会 ・いじめの未然防止と学級経営に関する職員研修の実施	第２回県いじめ調査 個別懇談（希望者）
１月	・学校評価③（成果と課題）→実践部会→職員会議 「方針」の見直し・改善 ・教育相談週間（児童向け）	心のアンケート 児童教育相談
２月	・新年度の学校経営構想と「改善方針」を踏まえた各種全体計画作成 ・いじめの未然防止と学級経営に関する職員研修の実施	保護者教育相談
３月		学級懇談会 第３回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ 保護者教育相談

年間を通して行う取り組み

・保護者向け教育相談日の位置づけ（年間計画による）
・生徒指導の情報交流（毎週水曜）
・「不登校、いじめ、教育支援」複合の校内特別委員会を開催（随時）
・校内いじめ防止・対策委員会の開催（随時）